

●香川県監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年12月16日

香川県監査委員 木下典幸
同 大西均
同 五所野尾 恭一
同 都築 信行

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、令和3年度を対象に次の団体に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

第1 監査対象法人 公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団

1 県の出資金の額 730,000,000円

2 監査年月日 令和4年12月14日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第2 監査対象法人 学校法人高松中央高等学校

1 県の補助金の額 680,863,788円

2 監査年月日 令和4年10月31日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

また、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項は、次のとおりである。

(1) 指導注意事項

固定資産について、平成27年度監査において毎会計年度照合検査を行う必要があるとの指導注意を行ったにもかかわらず、検査が行われていなかった。

(2) 検討指示事項

徒歩による出張への旅費支給について、旅費規程と運用の整合を図る必要がある。

第3 監査対象法人 学校法人花岡学園

1 県の補助金の額 285,210,786円

2 監査年月日 令和4年10月26日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

また、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項は、次のとおりである。

指導注意事項

個人への謝金の支払について、所得税を徴収していないものがあつた。また、法人への社会人講師の人件費の支払において、誤って所得税を徴収しているものがあつた。

第4 監査対象法人 公益財団法人香川県環境保全公社

- 1 県の出資金の額 129,050,000円
- 2 監査年月日 令和4年12月14日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかつた。

第5 監査対象法人 社会福祉法人香川県社会福祉事業団

- 1 県の出資金等の額 出資金 16,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 69,600,000円
- 2 監査年月日 令和4年10月21日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金並びに香川県ふじみ園及び香川県ふじみ園福祉ホームの管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかつた。

第6 監査対象法人 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団

- 1 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 405,625,511円
- 2 監査年月日 令和4年10月18日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金並びにかがわ総合リハビリテーションセンター及び香川県障害者支援施設たまも園の管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかつた。

第7 監査対象法人 公益財団法人かがわ産業支援財団

- 1 県の出資金等の額 出資金 2,295,109,950円
補助金 246,348,917円
貸付金
前年度末貸付残高 9,453,260,000円
当年度貸付額 0円
当年度償還額 1,630,000円

	当年度末貸付残高	9,451,630,000円																
	公の施設の管理業務に係る委託金	83,518,518円																
2	監査年月日	令和4年12月14日																
3	監査の方法	書面監査																
4	監査の結果	<p>規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金、補助金、貸付金並びに香川県新規産業創出支援センター及び香川県科学技術研究センターの管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。</p> <p>なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。</p>																
第8	監査対象法人	香川県信用保証協会																
1	県の出資金等の額	<table border="0"> <tr> <td>出資金</td> <td>3,763,917,000円</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>152,524,151円</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前年度末貸付残高</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td> 当年度貸付額</td> <td>38,220,000,000円</td> </tr> <tr> <td> 当年度償還額</td> <td>38,220,000,000円</td> </tr> <tr> <td> 当年度末貸付残高</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>損失補償</td> <td>9,939,527円</td> </tr> </table>	出資金	3,763,917,000円	補助金	152,524,151円	貸付金		前年度末貸付残高	0円	当年度貸付額	38,220,000,000円	当年度償還額	38,220,000,000円	当年度末貸付残高	0円	損失補償	9,939,527円
出資金	3,763,917,000円																	
補助金	152,524,151円																	
貸付金																		
前年度末貸付残高	0円																	
当年度貸付額	38,220,000,000円																	
当年度償還額	38,220,000,000円																	
当年度末貸付残高	0円																	
損失補償	9,939,527円																	
2	監査年月日	令和4年10月27日																
3	監査の方法	実地監査																
4	監査の結果	<p>規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金、補助金、貸付金及び損失補償に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。</p> <p>なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。</p>																
第9	監査対象法人	穴吹エンタープライズ株式会社																
1	県の委託金の額	公の施設の管理業務に係る委託金 159,050,000円																
2	監査年月日	令和4年12月14日																
3	監査の方法	書面監査																
4	監査の結果	<p>規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、香川県産業交流センターの管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。</p> <p>なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。</p>																
第10	監査対象法人	公益財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会																
1	県の出資金等の額	<table border="0"> <tr> <td>出資金</td> <td>263,000,000円</td> </tr> <tr> <td>公の施設の管理業務に係る委託金</td> <td>145,935,207円</td> </tr> </table>	出資金	263,000,000円	公の施設の管理業務に係る委託金	145,935,207円												
出資金	263,000,000円																	
公の施設の管理業務に係る委託金	145,935,207円																	
2	監査年月日	令和4年10月28日																
3	監査の方法	実地監査																
4	監査の結果																	

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及び瀬戸大橋記念公園の管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

- 第11 監査対象法人 シンボルタワー開発株式会社
- 1 県の委託金の額 公の施設の管理業務に係る委託金 300,974,805円
 - 2 監査年月日 令和4年10月27日
 - 3 監査の方法 実地監査
 - 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、サンポート高松交流拠点施設等の管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

- 第12 監査対象法人 瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社
- 1 県の出資金等の額 出資金 32,000,000円
貸付金
前年度末貸付残高 109,679,500円
当年度貸付額 0円
当年度償還額 0円
当年度末貸付残高 109,679,500円
 - 2 監査年月日 令和4年12月14日
 - 3 監査の方法 書面監査
 - 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及び貸付金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

- 第13 監査対象法人 一般財団法人かがわ県産品振興機構
- 1 県の出資金等の額 出資金 72,021,369円
補助金 63,467,128円
 - 2 監査年月日 令和4年10月24日
 - 3 監査の方法 実地監査
 - 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及び補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

- 第14 監査対象法人 公益財団法人香川県農地機構
- 1 県の出資金等の額 出資金 1,266,000,000円
補助金 124,246,140円
 - 2 監査年月日 令和4年10月31日
 - 3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及び補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

また、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項は、次のとおりである。

指導注意事項

超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。

第15 監査対象法人 公益社団法人香川県青果物協会

1 県の出資金等の額 出資金 185,989,000円
補助金 166,710,400円

2 監査年月日 令和4年12月14日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及び補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第16 監査対象法人 公益社団法人香川県畜産協会

1 県の出資金の額 78,000,000円

2 監査年月日 令和4年12月14日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第17 監査対象法人 公益財団法人香川県水産振興基金

1 県の出資金の額 1,204,000,000円

2 監査年月日 令和4年12月14日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第18 監査対象法人 公益財団法人香川県建設技術センター

1 県の出資金の額 20,500,000円

2 監査年月日 令和4年10月18日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

- 第19 監査対象法人 四電工グループ
- 1 県の委託金の額 公の施設の管理業務に係る委託金 121,171,000円
 - 2 監査年月日 令和4年11月2日
 - 3 監査の方法 実地監査
 - 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、香川県立丸亀競技場の管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。